

まち・ひと・しごと創生総合戦略の計画期間の延長について

国及び県では、第1期の計画期間が令和元年度で満了するため、第2期総合戦略の策定作業が進められている。市区町村は、国の総合戦略及び都道府県の地方版総合戦略を勘案して地方版総合戦略を定めることが求められており、本市においても次期総合戦略の策定が必要となる。

津島市では、2015年国勢調査の結果を踏まえた見通しとして、これまで以上に人口の減少が見込まれることから、第1期総合戦略の成果を評価・検証した上で、国及び県の方向性を踏まえて総合戦略の見直しを進める必要がある。

一方で、津島市総合計画は、令和3年度からのスタートに向けて、次期総合計画の策定を進めている。第2期総合戦略をまちづくりの方向性と整合を図るためには、次期総合計画の策定の進捗に合わせて改訂を進める必要がある。

国は、人口減少克服・地方創生という目的が明確であり、数値目標や重要業績評価指標（KPI）の設定等、地方版総合戦略としての内容を備えることを条件に、総合計画と地方版総合戦略を一つのものとして策定することが可能であるとしている。

また、地方創生の取組の基本的な計画である地方版総合戦略に切れ目が生じないのであれば、各地方公共団体の実情に応じた計画期間を設定することも、やむを得ないという見解が示されている。

以上のことから、津島市では、総合計画と総合戦略を一つのものとして策定することとし、暫定的に現行の総合戦略の計画期間を1年延長するものとする。

1. 延長方針案

計画期間	延長前	平成27年度～令和元年度 5年間
	延長後	平成27年度～令和2年度 6年間
施策	現行計画に掲げる施策方針、重点戦略等を引き継ぐ。	
数値目標・重要業績評価指標（KPI）	基本的な方向性を引き継ぎ、原則として、変更しない。ただし、目標を達成している場合及び累積値を目標としている場合は、1年間の延長を加味して見直しを行う。	
事業	原則として、既存の事業を引き継ぐものとし、新規事業・事業廃止等について整理する。ただし、令和2年度までに新たに推進すべき重点施策や地方創生推進交付金の対象となる事業等がある場合は、必要に応じて追加等を検討する。	

2. 今後のスケジュール

年月	第1期総合戦略	第2期総合戦略
令和元年10月	計画期間の延長 平成30年度事業報告・検証	—
令和2年5月	令和元年度地方創生推進交付金実績報告・検証	総合戦略素案の審議
令和2年7月	令和元年度事業報告及び総合戦略5年間の総括・検証	総合戦略案の審議
令和2年10月	—	総合戦略案の決定
令和3年3月	—	総合戦略の策定

3. 第2期総合戦略の策定のポイント

□ 地方版総合戦略と総合計画の一体化

- ・ 進行管理を一本化し、業務の効率化を図ることができる。
- ・ 総合計画に掲げるまちづくりの指針の中で、人口減少への対応とともに、人口減少の克服・地方創生を位置付け、施策の基本的な方向との整合性を確保する必要がある。

□ 第1期総合戦略の効果の検証

- ・ 課題、施策に関する基本的方向、施策の総合的かつ計画的な実施に必要な事項の有効性等を検討する。

□ 第5次総合計画におけるまちづくりの指針との整合

- ・ まちづくりの指針の中で、人口減少への対応とともに、人口減少の克服・地方創生を位置付ける。

□ 国の総合戦略及び愛知県の地方版総合戦略の勘案

- ・ 第2期の方向性及び第2期における新たな視点を組み込む。

□ 人口ビジョンの時点修正

- ・ 2015年国勢調査の結果を踏まえ、人口の将来展望の時点修正を行う。

□ 社会情勢や地域の変化

- ・ 少子高齢化の進行、外国人労働者の増加、自然災害の増加、リニア中央新幹線の開通、AI・RPA・IoTの情報化技術の進展、市民協働の広がり等の変化を踏まえた視点の検討を行う。

地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引き（令和元年6月内閣府地方創生推進室）

6. 総合計画等との関係

6-1 総合計画等と地方版総合戦略との関係

地方版総合戦略は人口減少克服・地方創生を目的としていますが、いわゆる総合計画等は、各地方公共団体の総合的な振興・発展等は必ずしも同じではありません。また、地方版総合戦略においては数値目標や重要業績評価指標（KPI）を設定することとなっていますが、こうした手法は、総合計画等においては義務付けられたものではありません。これらの理由から、地方版総合戦略は総合計画等とは別に策定してください。

ただし、総合計画等を見直す際に、見直し後の総合計画等において人口減少克服・地方創生という目的が明確であり、数値目標や重要業績評価指標（KPI）が設定されるなど、地方版総合戦略としての内容を備えているような場合には、総合計画等と総合戦略を一つのものとして策定することは可能であると考えられます。

なお、その場合であっても、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第9条及び第10条の規定により、都道府県の地方版総合戦略は国の総合戦略を勘案して、市区町村の地方版総合戦略は国の総合戦略及び都道府県の地方版総合戦略を勘案して、それぞれ定めるよう務めなければならないことにご注意ください。

地方版総合戦略等の進捗状況等に関する Q&A（2019年3月27日時点）

1 地方版総合戦略・地方版人口ビジョン

Q4. 当市では、現行の地方版総合戦略の最終年度は2019年度となっていますが、総合計画の最終年度は2020年度となっているため、現行の地方版総合戦略の計画期間を1年延長して、次期「地方版総合戦略」と次期「総合計画」の計画期間を合わせたいと考えていますが、そのような対応も可能でしょうか。

A4. まち・ひと・しごと創生については、国と地方が一体となり、中長期的視点に立って取り組む必要があるため、地方版総合戦略の計画期間は、可能な限り、国の次期「総合戦略」の計画期間に合わせていただきたいと思います。地方創生の取組の基本的な計画である地方版総合戦略に切れ目が生じないのであれば、各地方公共団体の実情に応じた計画期間を設定することも、やむを得ないものと考えています。ただし、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第9条及び第10条の規定により、都道府県の地方版総合戦略は国の総合戦略を勘案して、市区町村の地方版総合戦略は国の総合戦略及び都道府県の地方版総合戦略を勘案して、それぞれ定めるよう務めなければならないことにご注意ください。

第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」策定に向けて



第2期「総合戦略」策定に関する有識者会議（増田寛也座長）において第1期の検証と第2期に向けた取組を取りまとめ

まち・ひと・しごと創生基本方針2019

◎基本方針の枠組

- ① 第2期（2020年度～2024年度）の基本的な考え方
- ② 第2期の初年度（2020年度）に取り組む主な事項

◎スケジュール

- 6/21：基本方針2019策定
- 12月：第2期「総合戦略」策定

※12月に示す国の第2期「総合戦略」に基づき、地方公共団体は、地方版総合戦略を策定

第2期の方向性

第1期（2015年度～2019年度）の枠組

2014年12月策定

長期ビジョン
：2060年に1億人程度の人口を維持する中長期展望を提示
総合戦略
：第1期の政策目標・施策を策定

地方 全ての都道府県、1,740市区町村において策定済み

地方人口ビジョン
：各地域の人口動向、将来人口推計の分析や中長期の将来展望を提示
地方版総合戦略
：各地域の人口動向や産業実態等を踏まえ、第1期の政策目標・施策を策定

4つの基本目標と地方創生版・三本の矢

1. 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする
2. 地方への新しいひとの流れをつくる
3. 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
4. 時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する

【地方創生版・三本の矢】情報支援、人材支援、財政支援

第2期（2020年度～2024年度）の枠組

- 第1期での地方創生について、「継続を力」にし、より一層充実・強化
（国のビジョン・総合戦略）
◆年内に改訂（ビジョンについては、大きな変更なし）
（地方のビジョン・総合戦略）
◆国のビジョン・総合戦略を踏まえ、切れ目なく改訂

4つの基本目標と地方創生版・三本の矢

<4つの基本目標>

- ◆従来の枠組を維持しつつ、必要な強化
 - ・「地方への新しいひとの流れをつくる」の取組の強化
 - ・「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」について、子ども・子育て本部等と連携
- ◆「人材を育て活かす」「誰もが活躍する地域社会をつくる」観点を追加
- ◆新たな視点に重点をおいて施策を推進
 - ・新しい時代の流れを力にする（Society5.0等）、人材を育て活かす等

<地方創生版・三本の矢>

- ◆従来の枠組を維持
- ◆地方創生関係交付金については、必要な見直しを実施

第2期における新たな視点

第2期(2020年度～2024年度)においては、4つの基本目標に向けた取組を実施するに当たり、新たな視点に重点を置いて施策を推進する。

(1) 地方へのひと・資金の流れを強化する

- ◆ 将来的な地方移住にもつながる「関係人口」の創出・拡大。
- ◆ 企業や個人による地方への寄附・投資等を用いた地方への資金の流れの強化。

(2) 新しい時代の流れを力にする

- ◆ Society5.0の実現に向けた技術の活用。
- ◆ SDGsを原動力とした地方創生。
- ◆ 「地方から世界へ」。

(3) 人材を育て活かす

- ◆ 地方創生の基盤をなす人材に焦点を当て、掘り起こしや育成、活躍を支援。

(4) 民間と協働する

- ◆ 地方公共団体に加え、NPOなどの地域づくりを担う組織や企業と連携。

(5) 誰もが活躍できる地域社会をつくる

- ◆ 女性、高齢者、障害者、外国人など誰もが居場所と役割を持ち、活躍できる地域社会を実現。

(6) 地域経営の視点で取り組む

- ◆ 地域の経済社会構造全体を俯瞰して地域をマネジメント。

2020年度における各分野の主要な取組

1. 地方にしごとをつくり安心して働けるようにする、これを支える人材を育て活かす

- ・ 「地域人材支援戦略パッケージ」等による人材の地域展開
- ・ 新たなビジネスモデルの構築等による地域経済の発展
- ・ 「海外から稼ぐ」地方創生
- ・ 地方創生を担う組織との協働
- ・ 高等学校・大学等における人材育成

2. 地方への新しいひとの流れをつくる

- ・ 地方への企業の本社機能移転の強化
- ・ 企業版ふるさと納税の活用促進による民間資金の地方還流
- ・ 政府関係機関の地方移転
- ・ 「関係人口」の創出・拡大
- ・ 地方公共団体への民間人材派遣
- ・ 地方の暮らしの情報発信の強化

3. 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる、誰もが活躍できる地域社会をつくる

- ・ 個々人の希望をかなえる少子化対策
- ・ 女性、高齢者、障害者、外国人等が共生するまちづくり

4. 時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する

- ・ 交流を支え、生み出す地域づくり
- ・ マネジメントによる高付加価値化
- ・ Society5.0の実現に向けた技術の活用
- ・ スポーツ・健康まちづくりの推進

5. 連携施策等

- ・ 地方創生に向けた国家戦略特区制度等の推進
- ・ 東日本大震災の被災地域における地方創生の加速化
- ・ 規制改革、地方分権改革との連携
- ・ 国土強靱化等との連携